

告示第586号

令和8年4月20日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

マリーサポートかごしま（鹿児島市結婚相談所）における広報及びイベント運営等業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

マリーサポートかごしま（鹿児島市結婚相談所）における広報及びイベント運営等業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

マリーサポートかごしま（鹿児島市結婚相談所）における登録者の増加を図るため、インターネット広告などを活用した当該施設の周知、広報等による認知度の向上を図るとともに、結婚に向けた活動を支援するイベントを企画・運営し、本市が別途契約する結婚及び婚活に関する専門的な相談に対応できる者と連携したイベントや専門相談を実施するなど、サービス向上を図るもの

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(11)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が(1)から(9)まで及び(11)の要件を全て満たし、かつ、代表構成員が(10)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後の期間において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 納期の到来している市税を完納していること。
- (7) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する者であること。
- (8) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 契約後、この委託業務を処理できる経営の状況にあること。
- (10) 令和5年度以降において、国、地方公共団体又は民間事業者が行う本業務と同様の業務の受託実績を有していること。
- (11) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

告示日から令和8年4月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。ただし、令和8年4月30日（木）は午前8時45分から午後3時まで）

(3) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども政策課企画係（鹿児島市役所本館3階）

電話 099-216-1514

ファックス 099-803-7628

電子メールアドレス kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法は、直接持参とする。

- (5) この業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

4 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員は(1)から(7)まで

の書類を、代表構成員以外の構成員は、(2)から(7)までの書類を提出すること。

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式第1-1、共同企業体にあつては様式第1-2）
- (2) 会社・団体概要及び実績表（様式第2）
- (3) 本市発行の市税に滞納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）
- (4) 情報セキュリティ対策チェックシート（様式第3）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4）
- (6) 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は身分証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- (7) 財務諸表等（法人の場合は、申請書を提出する直前1期分の貸借対照表及び損益計算書の写し。個人の場合は、前年分所得税の確定申告書（第一表）・損益計算書（収支内訳書）・貸借対照表等の写し）

5 提出部数

各1部

6 注意事項

- (1) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、4(5)から(7)までに掲げる書類の提出を省略することができる。また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。
- (2) 共同企業体を選定された場合は、選定結果通知後速やかに、共同企業体協定書を提出すること。